

木め 法人会 NEWS

令和5年5月15日発行

第104号



「道の駅」津山もくもくランド

令和元年東日本台風により、甚大な被害を受け復旧工事をしておりましたが、令和5年1月2日にリニューアルオープンしております。

目次

- P. 1 「道の駅」津山もくもくランド
- P. 2 法人会トピックス
- P. 3~4 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 5 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 6~7 税制改正の主な実現事項
- P. 8 会員企業リレー、法人会トピックス

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の届出が必要です。
※届出後の届出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会 リンガル キャラクター (けんた)

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。 | ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。 | イータックス | 検索

登米市との共催による 「人と野生動植物の共生を考えるつどい」開催！

登米市内には、豊かな自然や多様な動植物が息息する環境があります。この自然環境を持続的に利用していく方法や人と自然が共生する地域づくりなどについて考える機会になればと4年ぶりに開催を致しました。

今回の講師には、日本雁を保護する会会長の呉地正行氏と気象予報士の大和田彩可氏をお招きし、豊里公民館を会場に開催。登米市民など96名が聴講に訪れました。



女性部会 相続税について学ぶ！

女性部会では、去る2月8日、佐沼税務署より高津一昭署長をお招きし、「相続税について」と題し、ホテルサンシャイン佐沼を会場に税務研修会を開催致しました。

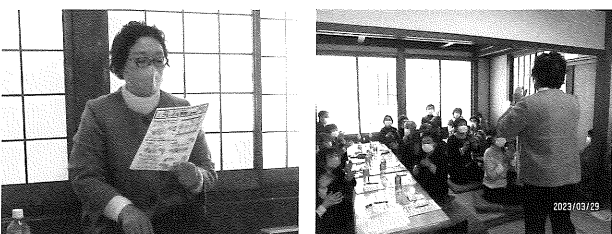
実際に計算例で相続税を算出したり、宅地や建物の評価方法、贈与税等のお話をいただきました。真剣な説明の中にも、時折笑いも交えた高津署長のお話で、終始和やかな研修会となりました。



女性部会 健康セミナーを開催！

去る3月29日、宮城県栄養士会より会長の片倉成子(しげこ)氏をお招きし、令和4年度健康セミナーをそばの里更科を会場に開催いたしました。

健康な状態から要介護状態に至る中間の段階(フレイル)にならないための予防策についてお話をいただきました。日常生活ですぐにできることばかりで、参加者の皆さんも真剣に取り組んでいました。



実務セミナー Googleの便利機能を学ぶ！

Googleには便利な機能がいくつもあって、利用すると大変役立つとともに業務の効率化にもつながります。

今回は、WEBマーケティングコンサルタントの馬橋明里氏を講師にお招きし、サンシャイン佐沼を会場に2時間のセミナーを開催。受講者には、パソコンやスマホを持参していただき、実際に操作しながらGmailやカレンダーの使い方などを学びました。



佐沼支部 国政セミナーと交流会を開催！

国の財政は、歳出が税収等を上回る状況で「財政赤字」が続いています。こうした状況の中、令和5年度予算では、防衛費の大幅増額が見込まれており、燃料の高騰・物価高、更に増税となれば国民は先行きが不安でなりません。そうした不安を少しでも払拭できればと小野寺五典衆議院議員をお招きしセミナーを開催。受講者からの質問にも答えていただき、セミナー後には、小野寺議員を交えての交流会も開催致しました。



青年部会 経営研修会を開催！

仕事でもプライベートでも、どんな場面でも大事なことが人間関係の築き方です。円滑な人間関係作り役に役立つビジネスマナーを学びましょうと(株)天職プロデュース代表取締役の松田隆太氏を講師にお招きしセミナーを開催。すぐに仲良くなれる自己紹介のポイントやタイプ別の対処法など説明いただきました。研修会後には、松田講師を交えての交流会を開催。個別にいろいろな質問に答えていただき有意義な事業となりました。



令和5年10月から、消費税のインボイス制度が始まります。

インボイス制度開始日（令和5年10月1日）に登録を受けようとする事業者の方は、令和5年9月30日までに申請する必要があります。

インボイス制度への対応には事業者の皆様において各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなります（※）ので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。

※登録申請書の処理期間について（令和5年4月現在）

登録申請書を提出されてから登録通知までの平均的な処理期間は、おおむね以下のとおりです。

○e-Tax提出の場合 ⇒ 約1か月半

○書面提出の場合 ⇒ 約3か月

（注）ご提出いただいた登録申請書に記載誤り等がある場合は、内容の確認などが必要となるため、上記の期間よりお時間をいただく場合があります。

処理期間は、今後の提出状況により、随時、変更されます。

登録を予定されている方はお早めの申請をおすすめします。

インボイス制度の説明会・登録要否相談会を開催しています

インボイス制度の説明会等をオンラインや税務署にて開催しています。

オンライン説明会

全国どこからでも誰でも参加可能な、インボイス制度に関するオンライン説明会を開催しています。

なお、過去に実施した説明会の模様については、YouTube「国税庁インボイス制度オンライン説明会」からご覧いただけます。



オンライン説明会

佐沼税務署にて開催している説明会・登録要否相談会

佐沼税務署でも説明会及び登録の要否を悩んでいる事業者の方を対象とした相談会を開催しておりますので、ご希望に応じてお申込ください。

説明会の開催日程等は裏面をご覧ください。



インボイス説明会案内

インボイス制度について負担軽減措置等の税制改正が行われました

インボイス制度について、事業者の方の負担軽減措置等を講ずる税制改正がされました。また、各種補助金が拡充されています。

詳しくは、財務省リーフレットをご覧ください。



財務省リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

佐沼税務署 開催日程等一覧

インボイス制度説明会・登録要否相談会

消費税の申告をしたことがあるものの、「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や、インボイス制度の概要を知りたい方向けに説明会を開催しています。

登録の要否を検討している方向けの個別相談を「登録要否相談会」として、説明会の後に引き続き行います。「説明会」及び「登録要否相談会」は事前予約制で開催していますので、参加希望の方は「申込先」にお電話等でお問い合わせください。

開催日 (令和5年)	開催時間	会場	定員	事前予約 締切日	申込先
6月15日 (木)	14:00 ～16:00	佐沼税務署 1階 会議室	各10名	6月8日 (木)	佐沼税務署 0220-22-2501 (代表)
7月20日 (木)	14:00 ～16:00			7月13日 (木)	

インボイス制度説明会～消費税の仕組みから知りたい方向け～・登録要否相談会

消費税の基本的な仕組みからインボイス制度の概要までご説明します。

インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方にもこちらの説明会をお勧めいたします。

登録の要否を検討している方向けの個別相談を「登録要否相談会」として、説明会の後に引き続き行います。「説明会」及び「登録要否相談会」は事前予約制で開催していますので、参加希望の方は「申込先」にお電話等でお問い合わせください。

開催日 (令和5年)	開催時間	会場	定員	事前予約 締切日	申込先
6月20日 (火)	14:00 ～16:00	佐沼税務署 1階 会議室	各10名	6月13日 (火)	佐沼税務署 0220-22-2501 (代表)
7月25日 (火)	14:00 ～16:00			7月18日 (火)	

- 「事前予約制」で開催していますので、参加を希望する場合は、申込先までご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等によっては、開催が中止となる場合もありますのでご了承ください。
- 参加費用は無料です。
- 駐車場に限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関等をご利用ください。
- ☆ 個人事業者の方は、以下の物をご持参いただければ、「登録要否相談会」でe-Taxによる登録申請ができます。
【個人事業者の方】①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号

●インボイス制度特設サイト

制度について解説した動画、説明会の開催情報や申請手続などを掲載しています。



インボイス制度特設サイト

●インボイス制度に関する一般的なお問い合わせ

インボイスコールセンター

【電話番号】0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

お知らせ

自動車税種別割の納期限は5月31日（水）です！ ～期限までに納付されるようお願いします～

令和5年度の自動車税種別割納税通知書は、令和5年5月9日（火）付けで県内一斉に発送されておりますので、届いていない場合は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがあります。自動車税種別割は、県の様々な事業を行うための貴重な財源ですので、納期限までに納付されますようお願いします。

自動車税種別割の納付などに関するご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

☆ 納める方

- ・ 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在で自動車検査証（車検証）に記載又は記録されている所有者に課税されます。自動車を譲渡しても、名義変更の登録手続きが4月以降となった場合は、自動車を所有していると判断され、自動車税種別割が課税されます。

なお、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。

☆ 納める方法

- ・ 納税通知書に記載の納期限までに、次のいずれかの方法により納付してください。
- ・ ペイジー（Pay-easy）、スマートフォン決済及びクレジットカードで納付した場合は、領収証書や納税証明書は発行されませんので、事前に宮城県税務課ホームページ「税金の種類・納付の方法」から、ご利用にあつての注意事項をご確認願います。

① 金融機関窓口・県税事務所窓口（現金のみ）

② コンビニエンスストア（現金のみ）

③ ペイジー（Pay-easy）

- ・ インターネットバンキングや金融機関のATMを利用して県税を納付する方法です。ATMの場合は、キャッシュカード又は現金で納付できます。

④ 地方税お支払いサイト（クレジットカード・インターネットバンキング等）

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

- ・ パソコンやスマートフォンから地方税お支払いサイトにアクセスし、クレジットカードやインターネットバンキングで納付できます。

⑤ 宮城県納付サイト（クレジットカード）

https://koukin.f-regi.com/fc/miyagi_pref/

- ・ パソコンやスマートフォンから宮城県納付サイトにアクセスし、クレジットカードで納付できます。

【注意点】

- ・ 使用できるクレジットカードやスマートフォン決済アプリの詳細は、各支払サイトでご確認ください。
- ・ クレジットカードを利用した納付には、税額のほか支払手続1回ごとに決済手数料がかかります。手数料は納付サイトにより異なります。

クレジットカード決済手数料一覧

納付金額	④ 地方税お支払いサイト	⑤ 宮城県納付サイト
1～10,000円	40円（税込）	110円（税込）
10,001～20,000円	123円（税込）	220円（税込）
20,001～30,000円	205円（税込）	330円（税込）
30,001～40,000円	288円（税込）	440円（税込）
40,001～50,000円	370円（税込）	550円（税込）
以降10,000円ごと加算	75円（税抜）	110円（税込）

⑥ アプリによるスマートフォン決済

- ・ スマートフォン又はタブレット端末でアプリ（auPAY、J-CoinPay、d払い、PayB、PayPay、モバイルレジ、LINE Pay）を起動し、納税通知書に印刷されているCVS収納用バーコードまたは二次元コード（eL-QR）を読み取ることで納付できます。

法人会の税制改正に関する 提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられた。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グループバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税の工口力減税や自動車重量税の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。 また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

[消費税]

1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないような制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。

[相続税・贈与税]

1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

[その他]

1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置(電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする)が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。



全国大会での税制提言に関するパネル展示



全国大会では税制改正に関する提言内容を周知

会員企業リレー vol. 37

「石越町に すぎ岡あり!」



《石越支部》
有限会社すぎ岡
代表取締役 杉岡 裕子 氏

「地元住民に愛され続け34年。この先も、皆で力を合わせ楽しく頑張っ参ります」と話す、有限会社すぎ岡様を訪問しました。

石越町の飲食店と言えば誰もが真っ先に名前をあげるのが「すぎ岡」ではないでしょうか。

元々、和食の料理人だった現社長の父である光雄氏が平成元年に現在の場所で創業。また、お母さまが、洋食の料理人をやっていたこともあり「すぎ岡」には、和・洋・中の多彩なメニューがあります。昼食や夕食を食べに来るお客さんはもちろんのこと、50名ほどが入れる宴会場もあり予約を受けています。以前からスタッフとして店の手伝いをしていた裕子氏ですが、令和2年6月、先代の急逝により後を受け継ぎ2代目となりました。ちょうどその頃から新型コロナウイルス感染症が流行りだし、慣れない事態が次から次へと降りかかり大変な思いをした時期がありました。しかし、持ち前の明るさと母やスタッフ、ごひいきにくださるお客様方に支えられ今日があるのだそうです。

5月から新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、登米市内のイベントも徐々に再開されることと思われます。近くにお越しの際は、是非、「すぎ岡」に立ち寄ってお食事していただけたら幸いですと、お話しくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



女性部会 新品タオルを寄贈

女性部会では、平成16年度から実施している新品タオル・プルタブ・使用済み切手の収集ですが、今年度も登米市社会福祉協議会へ寄贈いたしました。今後も活動を続けてまいりますので、ご協力をお願い致します。



社会貢献事業

青年部会 エコキャップ売却金を寄付

青年部会では、市内外の小中学校や地域の皆様からご提供いただいたエコキャップを売却し、収益金はずべて「世界の子どもにワクチンを日本委員会」へ寄付いたしました。今後とも、ご協力をよりしくお願いいたします。



第17回法人会全国女性フォーラム (愛媛大会) 開催!

去る4月13日、愛媛県で開催された、第17回法人会全国女性フォーラム愛媛大会に登米法人会女性部会の4名が参加いたしました。

会場となったアイテム愛媛には全国の女性部会から総勢1,900名の方々が集まり、大会式典や俳人の夏井いつき氏による記念講演会が行われました。

その他、会場には愛媛の物産品や税に関する絵はがきコンクールの全国法人会総連合女性部会連絡協議会長賞に選ばれた作品12点も展示され、大いに盛り上がりました。